

独立行政法人水資源機構 分任契約職  
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二  
(公印省略)

## 見積依頼書

- 1 件 名 阿木川ダム水処理装置等取替工事  
2 施 行 場 所 岐阜県恵那市東野字花無山2201-79 木曽川上流ダム総合管理所  
3 工 期 契約締結の翌日から70日間  
4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現場説明 実施しません。  
2 見積参加要件 令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち工事種別「暖冷房・衛生設備工事」の認定を受けていること。
- 3 見積書等  
1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAXによる(※FAX番号は、4)に記載された番号)。なお、FAXに拠りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る)による。
- 3)見積書提出期限 令和8年1月9日 12:00 まで
- 4)提出先 独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所  
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
- 5)担当者 契約担当 中原
- 6)質問書 提出期限 令和7年12月26日 12:00 まで  
※質問の回答については、令和8年1月6日までにHPに掲載します。
- 7)見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年1月13日 12:00 までとします。
- 8)その他  
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消はできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 その他  
1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。  
2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。  
3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。  
4)契約書については、別添の請書によるものとします。

阿木川ダム水処理装置等取替工事

仕様書

令和7年12月

独立行政法人水資源機構  
木曽川上流ダム総合管理所

## I 一般事項

### 1 適用範囲

この仕様書は、阿木川ダム水処理装置等取替工事（以下「本工事」という。）に適用する。

図面及び仕様書に記載されていない事項は、準拠基準による。

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から④の順番のとおりとする。

- ① 質問回答書（②から④までに対するもの）
- ② 現場説明書
- ③ 仕様書
- ④ 図面

## II 工事概要

### 1 工事場所

岐阜県恵那市東野字花無山2201番地79

### 2 工事内容

機械設備改修工事 1式  
水道ろ過設備

### 3 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から70日間とする。

なお、休日には、日曜日、祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

### 4 施工条件

本工事における施工条件は、次のとおりである。

- ・施工時間は原則、平日の午前8時30分から午後5時までとする。（準備、後片付けを除く。）
- ・建物内は職員等が執務しているため、施工に当たっては執務に支障とならないよう留意すること。
- ・工事中は既存箇所に損傷を与えないよう適切な養生及び施工を行い。受注者の不注意により、既存箇所に損傷等を与えた場合は受注者の責任において復旧するものとする。

## 第1編 総 則

### 1 準拠基準

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

- ① 営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）
- ② 営繕部監修 機械設備工事監理指針（令和4年版）

### 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。  
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

### 3 設計変更等について

設計変更等については、発注者と受注者の協議により行うものとする。

### 4 工事現場発生品

現場発生品は次のとおりとする。引き渡し場所は担当職員との打合せによる。

| 品名       | 規格              |
|----------|-----------------|
| 既設活性炭濾過器 | S P - 6 0 型 2 基 |

### 5 建設副産物等

#### (1) 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を次の国土交通省ホームページに掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付し、担当職員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は工事完成時に電子データで担当職員に提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用〔促進〕計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

### 6 主任技術者

本工事の主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（建設業法施行規則第7条の3）に該当する者とする。

### 7 ウィルス対策

受注者は、担当職員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出を行わなければならない。

また、担当職員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

### 8 参考資料の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、請書第1条の別冊の仕様書及び図面ではない。

## 9 工事関係図書

本工事における工事関係図書は、次のとおりである。

- ① 実施工工程表
- ② 施工計画書
- ③ 工事の記録（工事打合せ簿、試験記録、工事写真、品質証明資料）
- ④ その他、担当職員が指示するもの。

## 10 機材の品質等

特定の機材が特記された場合は、当該機材又は同等品とする。

## 11 石綿含有建材の調査

関係法令等に基づき、次の①から③により、石綿含有建材の事前調査を行う。

- ① 調査範囲は、改修範囲とする。
- ② 調査は、既存の設計図書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ担当職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ必要な手続き等を行う。
- ③ 事前調査の結果、石綿含有建材と判断される場合は、別途担当職員と協議する。

## 12 成果品の納品等

工事書類は紙で提出する。ただし、紙で提出するまでの連絡は積極的にメール等を活用する。

## 13 完成図書等

工事完成図書は次のとおり提出する。

- ① 完成図面（11 工事関係図書に A3 版を折り込んで綴じる）
- ② 保全に関する資料（納入仕様書、保証書、取扱説明書等）

## 14 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の実施のため、パソコン等の情報機器使用するに当たり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

# 第2編 機械設備改修工事

## 1 適用

本工事に適用し、記載されていない事項は設計図による。

## 2 工事用水及び工事用電力

既存の施設を利用できる。（無償）

## 3 活性炭濾過器

新設する機器は以下と同等とする

- ・カーボナー C F - 7 0 N 型（栗田工業）

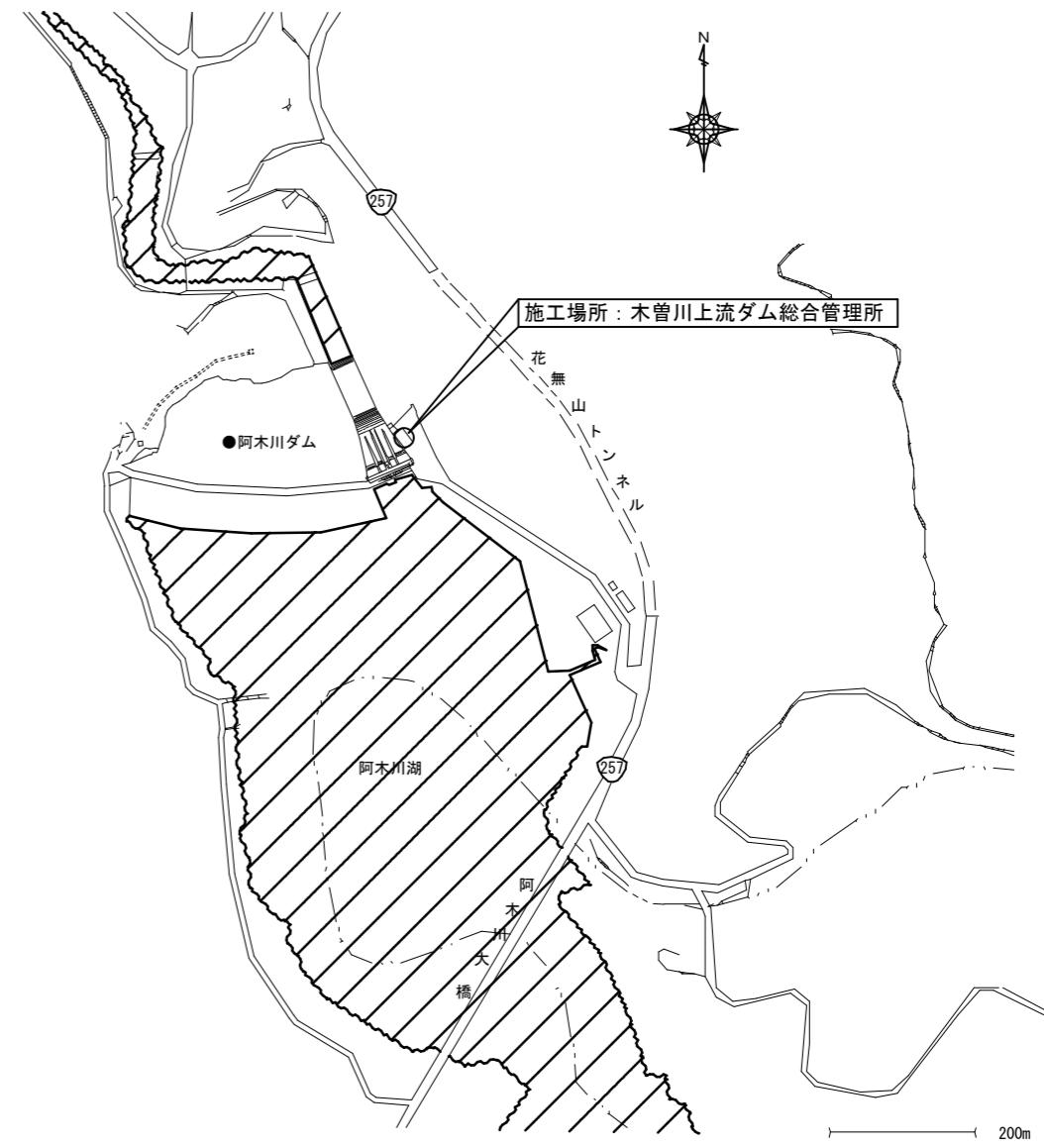
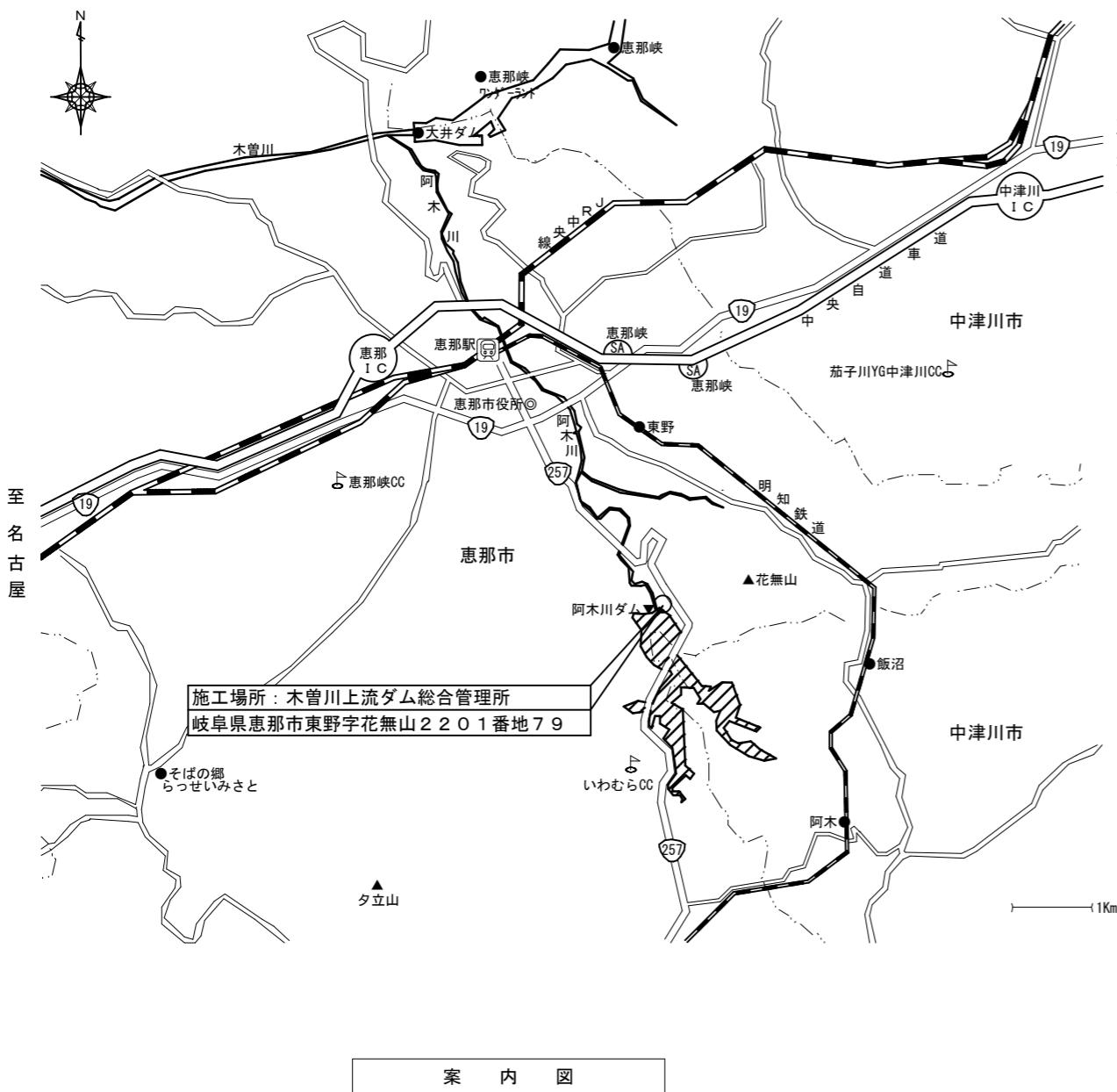
# 阿木川ダム水処理装置等取替工事

## 図面目録

|    | 図面名称      |
|----|-----------|
| 01 | 案内図・付近見取図 |
| 02 | 平面図       |
|    |           |
|    |           |

独立行政法人水資源機構  
木曽川上流ダム総合管理所

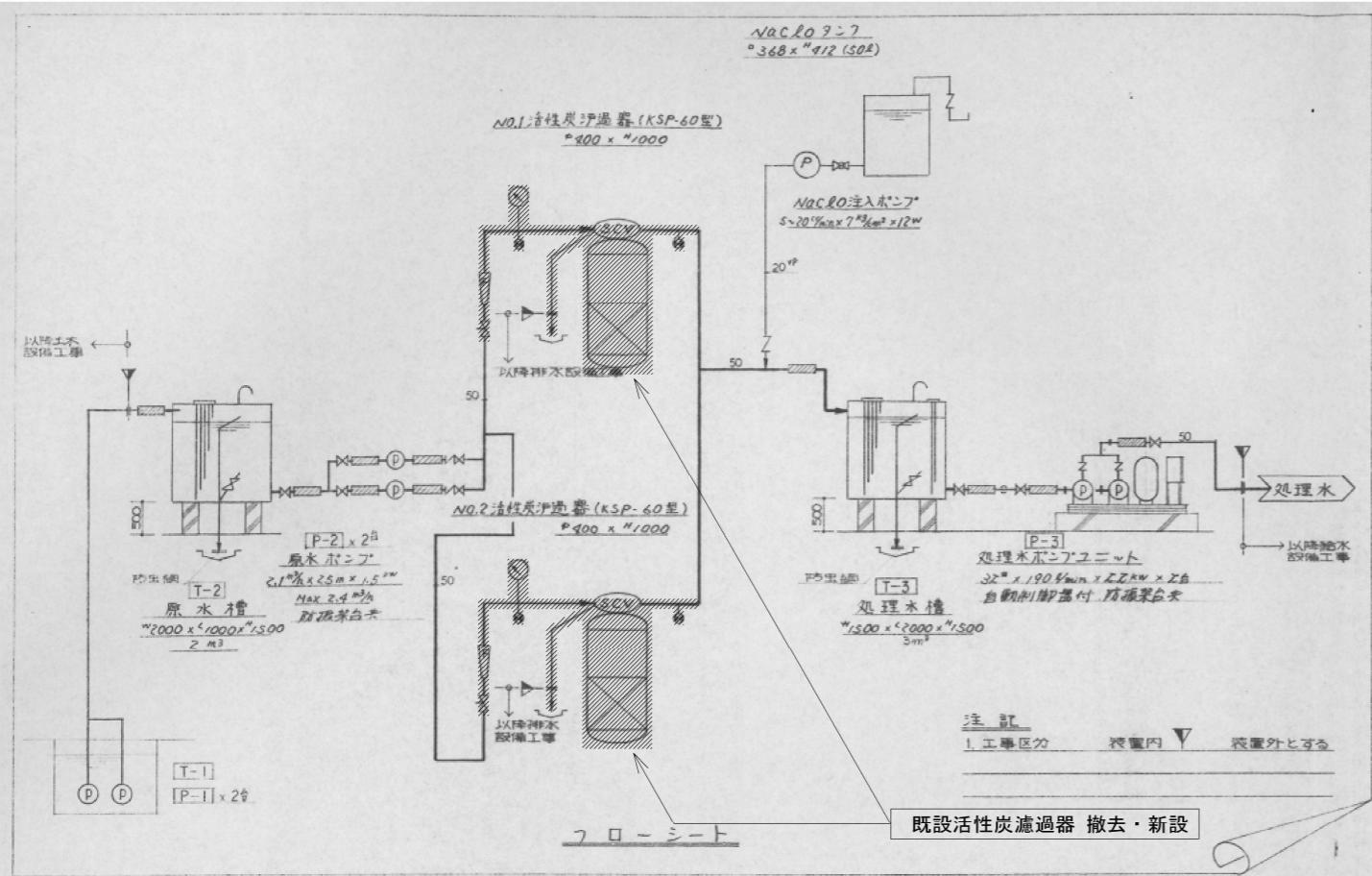
本図面はA2版を縮小したものである。



## 案 内 図

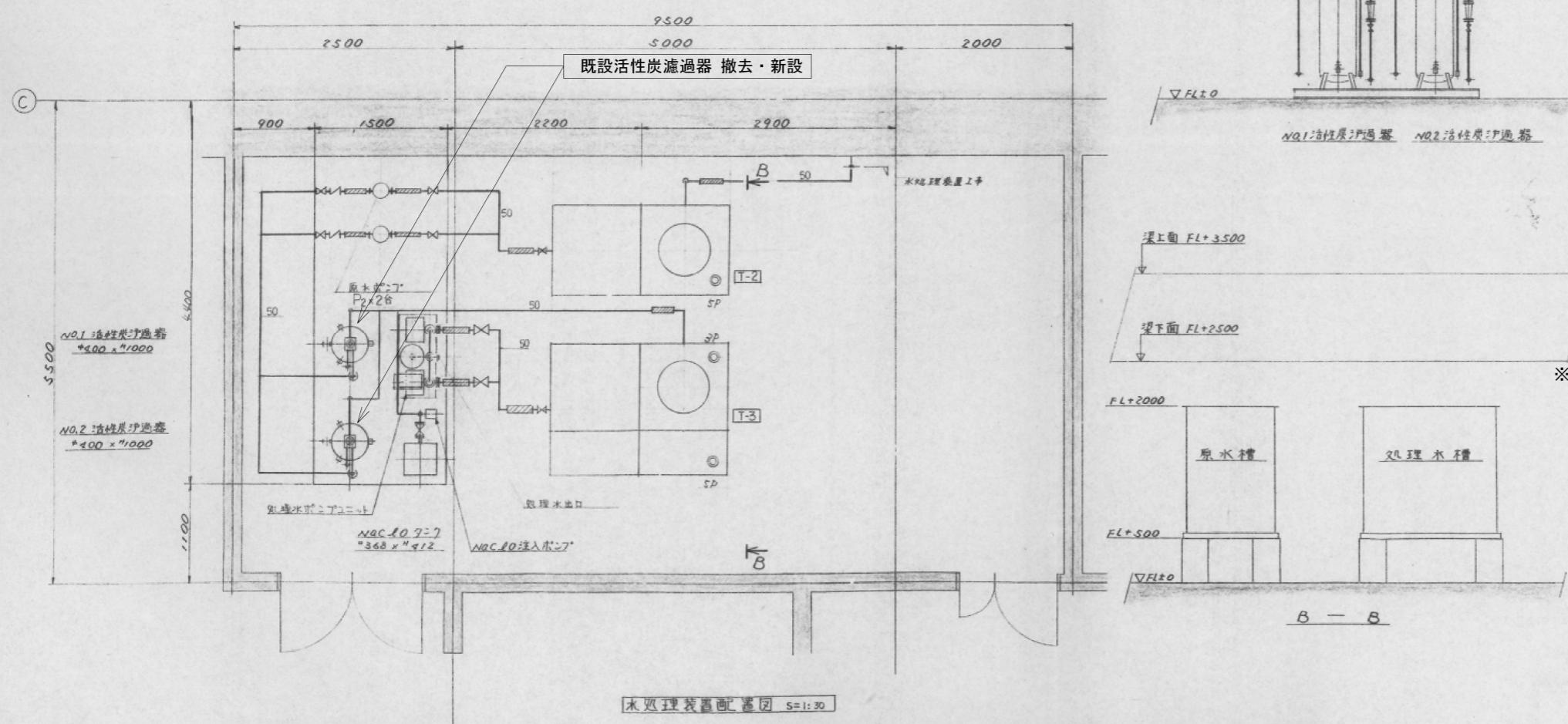
付近見取図

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 工事名         | 阿木川ダム水処理装置等取替工事 |
| 名称          | 案内図・付近見取図       |
| 登録番号        | 整理番号            |
| 独立行政法人水資源機構 | 木曽川上流ダム総合管理所    |



| 仕様一覧表 |            |  |
|-------|------------|--|
| NO.   | 名 称        | 仕 様  |
| 1     | 原水槽 (T-2)  | 露開角型<br>FRP製(複合材)<br>“2000 x 1000 x 1500 mm”<br>寸法<br>内容積<br>有効容積<br>内層液<br>設計圧力<br>試験圧力<br>設計温度<br>内面処理<br>外面塗装<br>据付重量<br>運転重量<br>適用規格 |
| 2     | 処理水槽 (T-3) | 露開角型<br>FRP製(複合材)<br>“1500 x 2000 x 1500 mm”<br>寸法<br>内容積<br>内層液<br>設計圧力<br>試験圧力<br>設計温度<br>内面処理<br>外面塗装<br>据付重量<br>運転重量<br>適用規格         |
| 3     | NACLOタンク   | 露開角型<br>PVC<br>“368 x 412 mm”<br>寸法<br>内容積<br>内層液<br>設計圧力<br>試験圧力<br>設計温度<br>内面処理<br>外面塗装<br>据付重量<br>運転重量<br>適用規格                        |

| 仕様一覧表 |             |   |
|-------|-------------|---|
| NO.   | 名 称         | 仕 様   |
| 3     | NACLO活性炭汎過器 | 円筒型<br>SUS304<br>Φ200 x H1000 mm<br>寸法<br>有効断面積<br>設計圧力<br>試験圧力<br>設計温度<br>通水流量<br>通水速度<br>損失水頭<br>内面処理<br>外面塗装<br>据付重量<br>運転重量<br>適用規格 |
| 4     | NACLO活性炭汎過器 | 円筒型<br>SUS304<br>Φ200 x H1000 mm<br>寸法<br>有効断面積<br>設計圧力<br>試験圧力<br>設計温度<br>通水流量<br>通水速度<br>損失水頭<br>内面処理<br>外面塗装<br>据付重量<br>運転重量<br>適用規格 |
| 5     | NACLOタンク    | 露開角型<br>PVC<br>“368 x 412 mm”<br>寸法<br>内容積<br>内層液<br>設計圧力<br>試験圧力<br>設計温度<br>内面処理<br>外面塗装<br>据付重量<br>運転重量<br>適用規格                       |



※本工事では、既設活性炭汎過器を撤去し、既設と同等の活性炭汎過器を新設する。  
機器廻りの配管・圧力計・バルブ及びローターメーターも更新とする。  
撤去した既設活性炭汎過器は、現場発生品として担当職員に引き渡すこと。  
既設：SP-60型（栗田工業）  
新設：CF-70N型（栗田工業）又は同等品

凡例： は更新範囲を示す。

工事名 阿木川ダム水処理装置等取替工事

名 称 平面図 NoScale

登録番号 整理番号

独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所

# 阿木川ダム水処理装置等取替工事

## 数 量 書

### <説明事項>

#### 1. 数量書の取扱い

数量書は、請書第1条の別冊の仕様書及び図面ではなく、参考資料（参考数量）として取扱う。

#### 2. 数量書の構成

数量書の構成及び項目は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の次の基準を参考に作成している。

- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

#### 3. 数量書の数量

数量書における数量は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の次の基準に基づき算出している。

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準

独立行政法人 水資源機構

| 名 称      | 数 量 | 単位 | 金 額 | 備 考       |
|----------|-----|----|-----|-----------|
| 直接工事費    |     |    |     |           |
| 機械設備改修工事 | 1   | 式  |     |           |
| 計        |     |    |     |           |
| 共通費      |     |    |     |           |
| 共通仮設費    | 1   | 式  |     |           |
| 現場管理費    | 1   | 式  |     |           |
| 一般管理費等   | 1   | 式  |     |           |
| 計        |     |    |     |           |
|          |     |    |     |           |
| 工事価格     | 1   | 式  |     |           |
| 消費税等相当額  | 1   | 式  |     | 消費税率 10 % |
| 請負工事費    | 1   | 式  |     |           |
|          |     |    |     |           |
|          |     |    |     |           |
|          |     |    |     |           |
|          |     |    |     |           |
|          |     |    |     |           |
|          |     |    |     |           |
|          |     |    |     |           |











(案)

## 請　　書

1 件　　名　　阿木川ダム水処理装置等取替工事

2 場　　所　　岐阜県恵那市東野字花無山2201-79  
木曽川上流ダム総合管理所

3 期　　間　　自 令和　　年　　月　　日

至 令和　　年　　月　　日

4 請負代金額　　¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　　)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和　7年　　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構　　分任契約職  
木曽川上流ダム総合管理所長　犬童　眞二　殿

## 契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならぬ。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔中津川〕簡易裁判所又は〔岐阜〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

令和　年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二 殿

住　　所  
会　社　名  
代表者氏名

### 見積依頼書等の交付受領書

令和7年12月24日に交付された「阿木川ダム水処理装置等取替工事」の  
見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

◆くじ用数値

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定する  
ためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

## くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

### 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

### 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|

※数字は、明確に記載してください。

### 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
  - ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

### 4. 具体的な決定方法について

- 例)
  - ・同価格者が2者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |  |
|-------|-----------|-------|-------|--|
| ○○工務店 | ¥500,000- |       | 123   | $123+4=127$                              |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   | $127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$    |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     | ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、<br>△△組 が契約の相手方となる。 |

- 例)
  - ・同価格者が3者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |   |
|-------|-----------|-------|-------|---|
| ○○工務店 | ¥500,000- |       | 123   | $123+4+1=128$                             |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   | $128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$     |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |   |
| ◎◎工業  | ¥500,000- | 2     | 1     | ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、<br>◎◎工業 が契約の相手方となる。 |